

国民年金

申請免除・納付猶予

平成29年度の申請を受け付けています。

※昨年度に継続申請が承認されている場合、申請の必要はありません。

対象 7月～来年6月分保険料

※詳しくは広報7月号をご覧ください。

申請・問合先 国保年金課

年金請求書の手続き漏れは ありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる人に黄色の封筒（A4サイズ）を送付しています。制度の開始は、8月1日（最も早い年金の支払いは10月）です。まだ、請求手続きをしていない人は、今すぐねんきんダイヤルに電話してください。予約して、年金事務所で手続きをしてください。

ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165

請求・問合先 貝塚年金事務所

☎431・1122

老人医療費助成制度

対象高齢者の医療費の 自己負担を一部助成します

助成の適用には申請が必要です。

※なお、来年4月から制度が変更される場合があります。

対象 次のいずれかに該当する65歳以上の健康保険加入者

- 「身体障害者手帳1・2級」「療育手帳A」「療育手帳B1と身体障害者手帳の両方」のいずれかを持つており、本人所得が462万1千円（扶養親族なしの場合）以下
- 「ひとり親家庭の医療費助成」の規定にあてはまり、本人所得が児童扶養手当の所得制限額以下

- 平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する人で、本人所得が224万円（扶養親族なしの場合）以下

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する結核に係る医療を受け

ている人で、本人所得が224万円（扶養親族なしの場合）以下

- 自立支援医療（精神通院）を受けている人で、本人所得が224万円（扶養親族なしの場合）以下

自己負担額 1医療機関（薬局除く）での日額上限額：入院・通院各500円

※1医療機関につき月2回まで負担、3回目以降は負担なし

負担限度額 月額2,500円

※負担限度額を超えて支払った額は、領収書などを添えて払い戻しの申請をしてください。

国民健康保険

納付勧奨等コールセンター

市が業務委託した民間企業の電話オペレーターが、次の業務を行っています。

- 納付の勧奨、口座振替の推進
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料などを納め忘れていない人へ納付を呼びかけます。

- 特定健診やジェネリック医薬品の案内：特定健診の受診勧奨やジェネリック医薬品の利用勧奨を行います。

問合先 国保年金課

還付金詐欺にご注意ください

市役所の職員やコールセンターのオペレーターが、ATM機（現金自動預け払い機）を利用した現金振込をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号をお伺いすることは、一切ありません。

介護保険

高額介護（介護予防・総合事業）サービス費の上限額 が変わります

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計が一定額（利用者負担上限額）を超えたときは、申請により超えた分が後から「高額介護（介護予防・総合事業）サービス費」として支給されています。今回の改正では、高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している人と利用していない人との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、一般世帯（世帯のどなたかが市民税を課税されている）の負担の上限が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。ただし、介

護サービスを長期に利用している人に配慮し、同一世帯内にいるすべての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×12カ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます（3年間の時限措置）。

問合先 高齢介護課



利用者段階区分	利用者負担上限額
現役並み所得者（*1）	世帯：44,400円
一般世帯（*2）	
住民税世帯非課税	世帯：24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人	世帯：24,600円 個人：15,000円
・老齢福祉年金の受給者	
生活保護の受給者等	15,000円

（*1）同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の人
（*2）同一世帯全ての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む）が1割負担者のみの世帯に年間上限額（446,400円）を設定（8月から変更）。